

[illegible]

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 8 号	令和 7 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営 企業会計資金不足比率について	1
報告第 9 号	御殿場総合サービス株式会社の経営状況について	5 資料 1 5
報告第 1 0 号	債権放棄の報告について	6
報告第 1 1 号	専決処分の報告について（御殿場市営住宅に係る建物明渡 等の請求に関する訴えの提起について）	9

報告第 8 号

令和 7 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 7 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	1 2 . 4 5	2 0 . 0 0
② 連結実質赤字比率	—	1 7 . 4 5	3 0 . 0 0
③ 実質公債費比率	9 . 5	2 5 . 0	3 5 . 0
④ 将来負担比率	1 7 . 9	3 5 0 . 0	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示。

令和 7 年度御殿場市公営企業会計資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	令和 7 年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	2 0 . 0
工業用水道事業会計	—	2 0 . 0
簡易水道事業会計	—	2 0 . 0
公共下水道事業会計	—	2 0 . 0
農業集落排水事業会計	—	2 0 . 0
公設浄化槽事業会計	—	2 0 . 0

(注) 資金不足額がない場合は、「—」で表示。

令和 7 年度 御殿場市財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和 7 年度 御殿場市一般会計等健全化判断比率
(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 3 日から 8 月 1 8 日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された財政健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が正確に算出されているかどうかを主眼とし、各事業の決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	12.45	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	17.45	30.00
③ 実質公債費比率	10.3	9.5	25.0	35.0
④ 将来負担比率	21.3	17.9	350.0	—

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費率又は将来負担比率が算定されない場合には、「—」で表示。

第5 総括意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全ての比率が早期健全化基準を下回っており、引き続き健全な財政運営及び経営に努められるよう要望する。

令和7年度 御殿場市公営企業会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 資金不足比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年6月12日から8月18日まで

第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	—	20.0
公設浄化槽事業会計	—	—	20.0

※資金不足額がない場合は、「—」で表示。

第5 総括意見

上記各会計の資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、引き続き健全な経営に努められるよう要望する。

報告第9号

御殿場総合サービス株式会社の経営状況について

御殿場総合サービス株式会社の経営状況について、別冊のとおり関係書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に提出する。

令和8年9月7日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

報告第 10 号

債権放棄の報告について

御殿場市債権管理条例（令和 4 年御殿場市条例第 37 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 7 年度 御殿場市債権管理条例第 1 1 条第 1 項に伴う債権放棄報告書

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
生活保護費返還金 (社会福祉課)	第 6 号 (徴収停止)	1	1 3, 0 0 0
市営住宅使用料・ 駐車場使用料 (建築住宅課)	第 3 号 (行方不明)	1	2 3 2, 3 5 0
	第 4 号 (時効)	4	4 4, 3 8 0
	第 6 号 (徴収停止)	3	1 8, 7 0 0
	計	8	2 9 5, 4 3 0
市営住宅損耗料 (建築住宅課)	第 4 号 (時効)	4	4 3, 1 0 2
幼稚園授業料 (保育幼稚園課)	第 4 号 (時効)	5	2 0 7, 0 0 0
診療収入 (救急医療課)	第 3 号 (行方不明)	1	3 5, 2 2 0
	第 4 号 (時効)	4 3	1, 1 3 4, 3 6 0
	計	4 4	1, 1 6 9, 5 8 0
学校給食費 (学校給食課)	第 4 号 (時効)	2	5 5, 8 0 0
	第 6 号 (徴収停止)	2	1 5, 5 0 0
	計	4	7 1, 3 0 0
水道料金 (上水道課)	第 2 号 (生活困窮)	2	2 0 5, 9 9 0
	第 3 号 (行方不明)	3 5	2, 7 4 2, 6 3 0
	第 4 号 (時効)	2 3	8 4 9, 4 2 2

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
水道料金 (上水道課)	第 5 号 (破産)	1	1 9 , 1 7 3
	第 6 号 (徴収停止)	1 6	1 9 0 , 5 8 0
	第 7 号 (相続人無)	1	1 2 2 , 3 6 0
	計	7 8	4 , 1 3 0 , 1 5 5
合計		1 4 4	5 , 9 2 9 , 5 6 7

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 9 号

御殿場市営住宅に係る建物明渡等の請求に関する訴えの提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 13 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 134 条第 1 項の規定により、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方 【略】

2 事件名 建物明渡等請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

相手方である は、上記住所所在の御殿場市営住宅に居住実態がなく、物件を無断で占有している状態であるため同物件の明渡しを請求する。あわせて、裁判所へ訴状を提出するまでに滞納となっている同物件の家賃の支払いと、建物の明渡

しに至るまで、1 か月あたり 42,800 円の家賃相当額を請求する。訴訟費用についても相手方に請求する。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは上訴するものとする。

